

更正の請求書記載要領

- 1 この請求書は、法人の市民税について、法第 20 条の 9 の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
- 2 この請求書は、この更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に 1 通提出してください。
- 3 「課税標準」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載してください。
- 4 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付してください。